

○金融庁告示第十六号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百七十七条第一項第二十八号の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する信用格付を付与する者を次のように定め、平成三十一年九月一日から適用する。

平成三十一年三月二十五日

金融庁長官 遠藤 俊英

金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十七条第一項第二十八号の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する信用格付を付与する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。